

衆議院 内閣委員会 議 録 第二号

平成四年三月五日(木曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 松井 新君

理事 浅野 勝人君

理事 片岡 武司君

理事 山口 俊一君

理事 田口 健二君

理事 赤城 徳彦君

理事 高島 修君

理事 葉梨 信行君

理事 大出 俊君

理事 佐藤 徳雄君

理事 山中 邦紀君

理事 北側 一雄君

理事 三浦 久君

理事 和田 一仁君

出席國務大臣

國務大臣 (総務庁長官)

出席政府委員

人事院 総裁

人事院事務総局 職員局長

内閣総理大臣官 房審議官

内閣総理大臣官 房管理室長

総務庁行政管理局長

総務庁恩給局長

総務庁統計局長

委員外の出席者

外務省欧亜局口

シエ課長

厚生省児童家庭

局母子福祉課長

富岡 悟君

小町 恭士君

岩崎 純三君

彌富啓之助君

山崎宏一郎君

高岡 完治君

石倉 寛治君

喜一君

御法川英文君

上田 卓三君

山田 英介君

大野 明君

中尾 栄一君

吹田 悦君

佐藤 敬治君

鳴崎 譲君

山元 勉君

竹内 勝君

高木 義明君

明

岩崎 純三君

彌富啓之助君

山崎宏一郎君

高岡 完治君

石倉 寛治君

増島 俊之君

新野 博君

井出 満君

博君

満君

博君

満君

博君

満君

博君

満君

博君

満君

博君

満君

博君

満君

厚生省援護局業務第一課長 村瀬 松雄君

内閣委員会調査室長 富成 敏夫君

委員の異動

三月三日

辞任

和田 一仁君

同日

辞任

永末 英一君

同日

辞任

渡瀬 憲明君

同日

和田 一仁君

同日

赤城 徳彦君

高木 義明君

同日

和田 一仁君

同日

和田 一仁君

同日

和田 一仁君

同日

和田 一仁君

同日

和田 一仁君

同日

和田 一仁君

同日

和田 一仁君

同日

和田 一仁君

同日

和田 一仁君

同日

内閣提出、恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山中邦紀君。

○山中(邦)委員 社会党の山中邦紀でございます。

まず大臣に、恩給制度の趣旨、意義について御見識を伺いたいと思います。昨今、前大戦の後始末について国の内外からいろいろな問題が提起をされております。今の恩給制度の評価も含め、関連する恩欠問題などにもお考えがあったらお聞かせを願いたいと思います。

○岩崎國務大臣 恩給は、公務員が相当年限にわたりまして忠実に勤務をして退職した場合、また公務による傷病によつて退職をした場合及び公務による死亡をいたした場合、こういった場合に国が公務員との特権な関係におきまして使用者として公務員またはその遺族に對しまして生活を支えるために支給をいたしておるものでございまして、いわば国家補償の性格を有するものである。恩給とはそのようなものであるというように認識をいたしておるところでございます。

○山中(邦)委員 それでは、今回の改正案の要旨、また増額の数字の根拠についてお尋ねをいたします。

○新野政府委員 平成四年度の恩給の改善に当たりましては、恩給が国家補償の性格を有するものである等の特殊性を考慮いたしまして恩給の実質価値の維持を図る観点から、恩給法第二条の二の規定にのっとりまして諸般の事情を総合勘案いたしまして恩給年額をこの四月から三・八四％引き上げることとしておるところでございます。この改定率の三・八四％は、公務員給与の改定それから消費者物価の上昇等、諸般の事情を総合勘案したものでございます。

○山中(邦)委員 この数年見ておりますと、公務員給与の改善率には及ばないけれども物価上昇率ははるかに超える、こういう形でアップ率が決められてきているようでありまして、

ところで、総合勘案方式というのが今のアップ率の算定方式のようでございますけれども、六十一一年まで言われておりました給与回帰分析方式、そのどの点を改善して今の方式になったのか。総合勘案方式というのはどういうやり方、手法で数字を決めるものか。

○新野政府委員 戦後における恩給の改定方式につきましては、公務員給与に追随をいたします方式であるとかあるいは消費水準を指標といたします方式であるとか、またいわゆる恩給審議会方式等の変遷を経て、昭和四十八年以降は公務員給与の改定率を指標として行ってきたところでございます。

ところで、昭和六十一年の公的年金制度改革に関連いたしまして恩給制度につきましてもこれとのバランスを考慮した見直しが行われたところでございます。それで鋭意検討いたしました結果、恩給のベースアップにつきましては昭和六十二年以降、公務員給与の改定それから物価の変動等諸事情を総合勘案するという方式で行うこととしたしまして今日に至つておるところでございます。

○山中(邦)委員 その総合勘案方式でありますけれども、俗に公務員給与の改定率を八と見、消費者物価指数の変動を二と見て算定をしているんだ、こうも言われておりますけれども、やはり恩給の算定方式については、総合といっても中身がもっと明示されなければいけないと思つたので、この方式の具体的なあり方、これを説明して

○新野政府委員 恩給の改定に当たりましては、従来から、そのときにおける社会経済事情等を勘案しながら最も適切な改定指標を使うということをやってきたところでございまして、今回も、公務員給与の改定率であります場合に、(一)の俸給改定率の三・九五とか、あるいは物価につきましては予算の段階の上昇見込み三・四とかというものを勘案いたしながら、従来の方式になるべく安定的な形に近づくといい形でいろいろ検討した結果、結果的に三・八四ということ、先ほど先生のお話のような率に近づいたような形のものになっておるところでございまして。

○山中(邦)委員 そういふ説明はたびたび伺っているわけでありまして、この三・八四というのにどれだけの根拠があるかというのをと具体的に伺いたいわけでありまして。

それで、その点も含めて、現在この恩給を受ける人数、それから総額、平均受給額、それからまた受給者の平均年齢、これについておわかりでしたら教えてください。

○新野政府委員 平成四年度予算におきまして恩給受給者数並びにその支給総額等の関係でございまして、平成四年度予算で見込んでおります年金恩給受給者数は約百九十一万人でございまして、その支給総額は約一兆六千四百八十五億円となっております。また受給者の平均支給額でございまして、これも平成四年度の恩給改善が実現いたしました場合の見込みといたしまして、トータルで年額約九十万六千円というふうになってございまして。

それから、平均年齢につきましては、文官と旧軍人とに分かれます。文官の場合が八十一・一歳、旧軍人が七十三・九歳。それで、総平均では、旧軍人が非常に多いのですから七十四・三歳というのが平成三年三月の数字でございまして。

○山中(邦)委員 予想どおり平均年齢が非常に高いということでありまして、この高齢の方々に對して九十万程度の平均年額というの、先ほど大臣がおっしゃった生活保障という観点からはどうい

う意味を持っておられるのか、こういう点の実態調査というのはなさっているのでしょうか。方式の変化は、アップ率の進化を意味しているものやら社会の情勢の変化に応じて変わっていったものやら、ずっと以前に決まった数字にパーセントを乗せていくだけで国家補償あるいは生活保障ということの意味合いが実現されておられるかどうか、この辺はどういう御認識でありましょうか。

○新野政府委員 恩給受給者の生活状況等について把握をしておられるとお話につきましては、昭和五十一年度以降毎年度、トータルではございせんが、順次恩給種類別に、家族構成でありまして就業状況、世帯収入、家計に占める恩給の役割、それから他の公的年金の受給状況、また受給者の意見、要望等について調査を行うようにいたしましてその把握に努めておるところでございまして。

最近の調査結果を概観いたしますと、恩給を主たる収入としている者は増加恩給受給者が非常に多いということでございます。また、文官普通恩給あるいは文官の普通恩給、それから公務扶助料、傷病年金等の受給者も三割以上が恩給を主たる収入としている。旧軍人普通恩給につきましても、長期に在職者が三割ぐらゐる収入としておる。ただ、短期に在職者は五割程度ということ、短期に在職された関係でその後の社会生活でいろいろ他の収入の道もあるのではないかと推測しておるところでございまして。

また、これらの恩給受給者の公的年金の受給状況でございますけれども、文官普通恩給や公務扶助料受給者、増加恩給受給者、それから公務扶助料受給者、旧軍人普通恩給受給者のうち、長期に在職者の比率が短期の方に比べて高いというような状況が見られるところでございます。また、受給者の意見や要望を見ますと、いずれの調査においても、感謝しているという声強いと同時に、恩給というものについては、毎年増額については努力をしてほしいという要望が強いことも事実で

はございまして。

○山中(邦)委員 恩給を主な収入源としている方もおられることでありまして、受給者の意見を聞く際にどの程度の水準を要望しているか、こういうことは把握をしておられるのですか。

○新野政府委員 これまでの長い歴史によりまして、二十八年以降各先生方の御努力によりまして、その受給者の要望が制度化されて今日に至っておりますわけでございます。もちろん受給者個々の方から見ればたくさんいただきたいということではあります。今の経済社会状況の中あるいは財政状況の中では、この予算案に見られるような内容について政府は精いっぱい努力をしておるというところについては大方の受給者の御理解を得ておるのではないかとこのように思っておりますところでございます。

○山中(邦)委員 生活保障の面があるのであれば、生活の実態調査と絡んで本音の意見を把握してもらいたいものではないかと思ひます。

それで、手続的なことをちよつとお尋ねをいたしますが、恩給の受給権というのはいつ発生するものですか。

○新野政府委員 恩給権の発生時期でございますけれども、恩給の種類によつて異なりますが、原則的には、普通恩給というのは、相当期間勤めて退職される場合にはその退職の時期、それから遺族に對する扶助料については、今まで恩給を受け取っていたから権利が死亡されたとき、公的扶助料に代わつて扶助料が死亡されたとき、公務による傷病の結果恩給に固定したというのがその権利が発生する時期というふうに考えております。

○山中(邦)委員 発生した権利が具体化するのはどういう手続、方式によりますか。

○新野政府委員 旧軍人に係ります恩給の請求の場合につきましては、旧軍人を退職した当時の本籍地の都道府県に恩給請求や履歴書等の請求書類を提出するというところになっております。都道府県では請求書類を整備いたしまして、厚生省を経

由して恩給局の方に御提出をいただくということでございます。

○山中(邦)委員 具体的には請求権者が一定の書類を整えて都道府県に請求書を出すということがきつかけになって具体化していく、こういうことであらうというふうに思ひます。請求書を出した場合に、これは恩給局は審査をして一定の処分をするということになりますか、どういふ内容の処分ですか。

○新野政府委員 恩給を受ける権利の裁定につきましては、恩給法第十二条の規定がございまして「恩給ヲ受クルノ権利ハ總務庁ノ内部部局トシテ置カルル局ニシテ恩給ニ関スル事務ヲ所掌スルモノ局長之ヲ裁定ス」ということになりました。総務庁恩給局長が請求者から提出された請求書類等を審査して裁定を行っているところでございまして。

○山中(邦)委員 この裁定の効果についてお尋ねをいたします。

そうして都道府県を経由している、さらに厚生省を経由する、これは手続全体ではどういう意味を持つものか。

○新野政府委員 まず裁定の場合の効果でございますけれども、これは恩給の請求に對しまして、請求者の主張するよう権利が現に法律に照らして存在するかどうかを確認いたしまして、これを公に宣言するものであるというふうに考えております。また、その請求書類をお出しただけですときに、例えば旧軍人の場合には軍歴というものが基礎になります。その軍歴の事実認定につきましては、旧軍人の兵籍簿等の資料は、旧陸軍関係につきましては各都道府県で、また旧海軍関係につきましては厚生省で引き継がれておるという関係から、そうしたものをそれぞれ經由して当庁の方に提出をいただくということになっておるところでございます。

○山中(邦)委員 ただいまのお話によりまして、認定に重要な書類が置かれておるところを経由す

る、こういうことであらうというふうに思いますが、裁定するのは恩給局であるということになりますと、事実認定についても恩給局が最終的には権限を持つておるといふことにならうかと思ひます。不服の申し立てその他は皆恩給局の裁定に對するものだ、こう考へてよろしいでしょうか。

○新野政府委員 總務庁の恩給局長が裁定しましたものにつきまして、不服のある者はその処分があつたことを知つた日の翌日から起算いたしまして一年以内に恩給局長に對して異議申し立てをすることができるといふこととなっております。さらに、異議申し立ての決定に不服のある者は、その決定があつたことを知つた日の翌日から起算いたしまして六カ月以内に總務庁長官に對して審査請求をすることが出来る仕組みになってございます。

○山中(邦)委員 そういふことでありますと、途中の都道府県の何らかの行為あるいは厚生省の認定といふものについては独立して不服申し立てはできない、こういうふうに向つてよろしいですか。

○新野政府委員 恩給に係る不服申し立てにつきましては、行政上の処分により恩給に関する権利を侵害されたといふことの場合に行へるといふことでございまして、処分の前段階におきますその手続上の問題につきましては、不服申し立てを行うことはできないのではないかとこのように考へております。

○山中(邦)委員 いろいろ手続について承りましたのは、私、昨年もちよつと質問いたしましたけれども、山西省の残留日本軍人問題について関連しているからであります。この問題につきましては、北支派遣軍の中に第一軍といふのがございまして、澄田中将といふのが司令官であります。山西省の太原に駐屯をいたしておりました。傘下將兵約五万九千でございまして、そして、我が國が昭和二十年八月に敗戦といふ事態を迎えたときに、ちよつとそこには、相對峙をいたしておりましたのは、中國の第二戰区司令長官というもので

すが、閻錫山の軍隊であります。そして、閻司令長官は澄田第一軍司令官に、傘下の將兵の中から武装解除しないで残留をさせるように要求をいたしました。司令官はこれに従ひ、当初約一萬數千、それから後、資料によりまして、六千六百六十七といふ數字も出てまいります。そして、最終的には二千六百といふ數字も出てまいります。いづれ、日本軍の一部が残りまして、内戦に巻き込まれまして戦闘を行い戦死をした者もある。太原陥落の後には捕虜となつて虜囚の生活を長く送つた、そういう人々たちもあるわけでありまして、

この残つた人々たちが現地除隊という扱ひをされまして、恩給の点でも、その他いろいろな点でも不利をこうむつてゐるといふことで、いろいろ運動をしておられます。北は岩手から南は福岡まで全國二十一の団体が集まりまして、冤をそぐ、そして正當な処遇を求めて運動をいたしております。その關係で手続をいろいろ伺つたわけでありまして、この点につきましては、昨年の三月十五日に質問をいたしまして、厚生省の方でいろいろ事実調査をして現在に至つておつて、一定の見解をお持ちであるようであります。またその後調査もなされたのではないかと思つております。厚生省の方ではこの問題についてはどういふ事実経過と認識をしておられますか。

○村瀬説明員 お答えいたします。昨年御質問を受けましたときに御説明いたしましたわけでございますが、厚生省は、關係者の記憶が比較的鮮明な昭和二十八年から二十九年にかけまして山西省残留者の実情調査を実施いたしております。その結果をいたしまして三十一年度の国会に御報告いたしてゐるわけでございますが、戦後四十六年を経た今日、改めて実情調査を行ったといはしても、二十八年から二十九年にかけまして実施いたしました調査以上に実情を把握することとは極めて困難である、こういうふうに考へておるところでございます。

○山中(邦)委員 それにいたしまして、参議院でこの点に関する諸願が採択をされまして、多分

村瀬課長が中心になつて処理要領をまとめられたと思ひますが、事実調査が困難だといふことは別として、どういふ認識でおられるか、事実認識はどういふものかをお尋ねします。

○村瀬説明員 これにつきましては、ただいま先生からも山西省の状況について御説明がございまして、これに當時の状況から見まして、全軍内地に帰還する、そういう基本的な方針に基づきまして、最終的には全軍に對しまして帰還を説得いたしまして、なおかつ残留された、先ほど先生からございました二千六百名というのが最後に残つたわけでございます。それらの方々は、わが自己の意思で残留された、そういうふうには私どもは考へております。したがひまして、當時の帝國陸軍(外地部隊)復員実施要領細則というのがございまして、當時の第一軍最高司令官が現地除隊の措置をとつたものといふふうに私どもは考へております。

○山中(邦)委員 諸願に對する処理要領として厚生省が提出した文書によりまして、現地召集解除を行った、その措置は「昭和二十年十二月から昭和二十一年一月にかけて第一軍司令官、澄田中将ですが、自らが全員帰還の方針を各部隊に説明して、これを將兵に徹底することに努めた。」とあります。さらに、當時の支那派遣軍參謀が昭和二十一年三月九日に直接太原に赴き、第一軍首脳及び閻錫山に對し全員帰還方針を説得した。加えて、第一軍の各部隊においても部隊幹部が残留希望者に帰還について説得を続けた。」といふふうにして書いてあります。このような事実認識ですか。

○村瀬説明員 そのように認識しております。

○山中(邦)委員 この問題については、昭和三十一年に、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会が参考人からいろいろ事情が聴取をされております。小羽参考人の供述によりまして、「私は終戦前、駐蒙軍關係におりました。その後、蒙古政府におり、終戦後ここにおられる山岡参考人が、これは第一軍の參謀長を指します、

「北京の方面軍司令部に太原の特務團残留問題についての連絡に行かれたときに、北京において、山西には第一軍も残るから、山西に行つて残るよう指示をされ、そして山西に残つた者であります。」といふふうの供述をいたしておられます。ちよつと略してその後に「この残留當時の状況からいまして、残留は決してただ一時的な、また個別的な個人々々の意思から行われたものでは決してありません。」といふふうの言ひをいふのであります。數人の参考人が招致を受けていろいろ言つてゐるようでありまして、トップクラスの人はいよいよ自願残留、みづから願つて残留したといふような言ひ方、厚生省のこの処理要領に沿つた感じの話をしておりますけれども、中級、下級の將校などは全くそれと違つた話をしております。

二十二年十二月から二十一年一月にかけて、第一軍司令官はみづから全員帰還の方針を各部隊に説明したといふのは、これは根拠のある資料に基づいた認定でしょうか。

○村瀬説明員 これは三十一年に国会に澄田司令官を証人として呼び出したときに御本人からそういうことをおっしゃつておりました、私どももそういうことで認定しております。

○山中(邦)委員 當時既に司令官クラスの人の話と、それから残つた多數の人々の間の意見は一致をしていなかったらうといふふうと思はれます。その中から司令官の言を特にとつたといふことについてはうなずけない点があるわけでありまして、この澄田中将は、中國側の軍隊の顧問の立場にあつた人でありまして、結果した重大な結果についてかなりみづからをかばつた話をされたのではないかとこのように思つております。

ところで、現地除隊といふことを厚生省は認定をしてゐるようでありまして、現地除隊といふのはどういふもの、どういふ条件、方式で、だれが行ふものですか。

○村瀬説明員 終戦時外地にありました部隊の復員につきましては、先ほどもちよつと申し上げまし

たが、当時、帝國陸軍(外地部隊)復員実施要領細則、そういう規定がございまして、通常は部隊ごとと本土に帰還した後に実施されることになっております。しかしながら、同細則によりまして特例的に外地に在留を希望する者、その他必要と認められる者などにつきましては、内地に帰還することなく現地において最高司令官が除隊させる場合がございまして、これを現地除隊、こういうふうに称しております。

○山中(邦)委員 今おっしゃった復員実施要領細則の引用だと思いますが、第九条の第二項の第二号、「外地に在留を希望する者」、この認定を行うに当たりましては、もし今のようなお話であるならば、当該問題にしている方が在留を希望したかどうか、それから、これに対して司令官がこれはどういうことをするんではないでしょうか、除隊命令を発するんではないか、発してそれは本人に通知をされなければいけないでしょうか。この辺は、この事実に関するまとめをするときにどういうお立場でまとめられましたか。

○村瀬説明員 これは、第一軍が、先ほど先生お話しございましたけれども、復員いたしましたのが二十一年の三月でございますけれども、その間にいろいろ経過がございまして、一時期におきましては確かに一万人が在留するところまでいったわけでございますけれども、その後全員復員するんだ、そういうふうに徹底いたしました、これは細かい経過がございまして、いたしまして、これは実は閩錫山が第一軍に対して正確な情報を流しておらなかったということがございまして、そういう正確な情報を承知いたしましたから第一軍司令部は全員帰還だ、帰還するんだ、こういうことを徹底いたしました、各部隊長、幹部が所属の隊員に対して帰還を徹底いたしました。そういうことをいたしまして、これは口頭によりまして各隊員に、帰還をしない場合は、現地に自分の自己意思で在留する場合には現地除隊にする、こういうことを口頭で徹底いたしております。これは形式要件は特に定められておりませんで、そ

のことは口頭で伝達すれば足りるようになっております。

○山中(邦)委員 厚生省がいろいろ復員関係で文書をつくっておられます。その中には外地在留の關係で特記すべきものとして山西省に在留した第一軍所屬者のことについて書いてあります。「続々引き揚げ援護の記録」、こういう表題のものであります。いずれ今言ったような事情があつて帰還が、二十一年四月になつてようやく帰還移送が開始されたというふうなことで、それから二千六百名が部隊側の説得に應じないで閩錫山軍に参加するため在留するに至つたというふうなことで、それから内戦に従つて死亡者がいるというふうなことで、あるいは虐囚の憂き目に遭つたというふうなことが書いてあります。これはもう非常に特異な現地在留のケースであります。この厚生省の記述は説得にもかかわらずというふうに書いてありますけれども、どうもそうではないというふうに思われます。

○村瀬説明員 それは、先ほど先生おっしゃつておられる、あの事情のもとに於て任意に在留したというふうには到底思えないわけでありまして、やはり命令によつて在留をした、こういうことを申し立てる方々の方に私は信用を置きたいというふうに思っています。完全武装して、一番手入れの整つた武器弾薬を持って、転属を申告して営門から歩調をとつて出て行つた、こういうことを言つております。もし一万余千の方に對してそういう問題があれば、一人一人に説得をしたというのには私はこれは到底考えられないというふうに思つております。いづれ事実調査について時期を経て困難になつた、これはもうそのとおりでありまして、けれども、やはりお仕事柄熱心に調査をしていただきたいというふうに思っています。

○村瀬説明員 二十一年十二月から二十一年一月にかけてのことでありまして、これは第一軍司令部がみずから訪問して、將兵に全員帰還の方針を徹底したというのには、これは証拠のあつたお話で

すか。

○村瀬説明員 これは先ほど申し上げましたように、三十一年に国会の参考人として登壇當時最高司令官をお呼びいたしました、御本人がそこで申し上げておること、それからさらに私も、幕僚などあるいは各部隊長、そういう方々から聴取いたしました。

○山中(邦)委員 ところで、厚生省の方ではこの關係の方で現地召集解除を取り消す扱いをした事例がございまして、厚生省では現地召集を解除する権限があるんですか。

○村瀬説明員 これは、先生おっしゃつておられる事例というのは、亡くなった方、現地で在留されて亡くなった方の御遺族に對して公務扶助料を支給して、こういう事例でございまして、

○山中(邦)委員 今のも含めまして、閩錫山から徵用解除の証明書を持つて帰つた方があるそうでございます。その方についても同種の措置をとつたと言われているのでありますが、いかがですか。両方含めてお答えいただきたい。

○村瀬説明員 私ども厚生省といたしましては、當時軍が現地召集解除規定にのつて行つておりますことにつきましては、厚生省といたしましてはその旧軍の残務処理をいたしておるわけでございますから、それを取り消すことはできませんと考へております。

○山中(邦)委員 この前の去年の三月十五日のお答えでは、言葉のあやというところもあるのかもしれないが、「個別に現地召集解除を取り消しまして」というお話がございまして、そういうことで何つたわけでありまして、取り消しという事実はないのですか。

○村瀬説明員 事實はございまして、それは三十一年から三十三年にかけまして国会で御議論になつたことなんでしょうけれども、山西軍に在留参加して中共軍との戦闘で亡くなった方、そういう方の御遺族に對する処遇がでないか、そういうことが御議論になつた経緯でございます。それで、そ

う御議論の中で、やはり御遺族については、御遺族の心情というものを考へまして、考慮いたしまして、そういう方々については個別に見直しをいたしまして、現地召集解除というものを取り消したしまして、公務扶助料を支給して、こういう事例はございまして。

○山中(邦)委員 いずれ、厚生省にも關係の方が行つて、事實調査を求めたり陳情したりしているというふうに思っています。正規に恩給の請求をしてくれば、先ほど来の手続で都道府県を通じて厚生省に行くとお考えでありまして、これは個別に事實を調べて、本人の言ひ分も聞いて恩給局に進達していただく、こういうことでよろしいですか。

○村瀬説明員 これは當時の、先ほど申し上げておりますけれども、現地召集解除と申しますのは、當時最高司令官が慎重に措置されたわけでございますので、四十六年をたちました今日、いろいろ調査をいたしまして、十分なそれを覆すような状況が判明するかどうか、私ども、大変困難であらう、そういうふうに考へております。

○山中(邦)委員 困難は困難として、ひとつでございだけの御努力をお願いしたいというふうに思っています。既に取り消しの事例がある、取り消しというのが当たるかどうかよくわからないのですけれども、それからまた、請願に對する処理要領においても、どうやら除隊の手続は、ある期間の幅にわたつて、恐らく何度か個別の問題になつていくのだからというふうに思われます。お願いをしておきたいというふうに思っています。

今の問題に絡んで伺いますが、兵歴、軍歴に關しては、記録としてはどういふものがあつて、それが保管されているのですか。

○村瀬説明員 陸軍と海軍と記録がちよつと違ひますけれども、陸軍の軍人軍属の人事記録につきましては、陸軍兵籍、それから陸軍戦時名簿がございまして、これは都道府県が保管をいたしております。それから、厚生省が保管しております人事記録といたしましては留守名簿というのがござい

まして、これは各部隊ごとにつくられておるものでございます。

それから、海軍の軍人軍属の人事記録につきましては、軍人履歴原表というのがございます。それからまた、軍属功績カードというのがございいますが、これはいずれも厚生省が保管しております。

○山中(邦)委員 そういう資料も、所属長が辞令を出すとか一定の手続をとったものを記録したというのであれば、非常に確度は高いというふうに思いますけれども、あの混乱の時期の、恐らく各個人別に現地除隊というふうに記載がしてあると思いますが、これについてはやはり厚生省の段階で本人の申し出に従って御調査をお願いしたいというふうに思います。

現に、最後まで残って全体の指揮をとった今村大佐という方がおられますけれども、全員帰還の手続をとって、司令官にだまされた旨の述懐をして自決をした方の奥さんであるとか伺っております。東京地裁にこの問題で、現地復員処理認定無効確認等請求事件というのが提訴しておられるようでありまして、十分な調査を今までやっていただいております。十分な調査を今までやっていただいております。十分な調査を今までやっていただいております。十分な調査を今までやっていただいております。

○村瀬説明員 ただいまのお話でございませうけれども、本件訴訟が出ておまして、昨年の九月に、元陸軍大佐の妻から出ております。東京地方裁判所に提訴されておりますけれども、その概要をちょっと申し上げますと、夫は引揚援護庁から現地除隊の認定を受けているが、軍の同胞を無事帰還させるため、半強制的に残留志願させられたものであるため、現地除隊の認定は無効であると

して、現地除隊の認定の無効確認及び慰謝料支払いを求めているものであります。原告の申し立てを見ますと、裁判につきましては、係争中の事件でございまして、その推移を見守ることとしたしたい、そういうふうに考えております。

○山中(邦)委員 最後に、最近においても内々の調査はなさっておられるのではないかとこのううううには思いますが、会津若松の関さんなどにお会い合わせはなさっておられますか。できるだけ、高齢者の方々が関係しておられることもありまして、困難は困難として調査はお願したいと思っております。いかがですか。

○村瀬説明員 これは先ほど申し上げましたことの繰返しでございますけれども、現時点におきましてはなかなか調査も難しかろう、そういうふうにも私ども考えております。

○山中(邦)委員 やつておられるのではないかとこのううううに思いますが、継続をしてやっていただきたというふうに思います。

テーマを変えまして、平和祈念事業特別基金等に関する法律の根拠に基づいてなされております恩給欠格者に対する銀杯等の贈呈事業、この関係でお伺いをしたいというふうに思います。

新規事業なども始まりまして、改めてこの事業の意義、概要、そして現在、将来をどう見通しておられるか、お伺いをいたします。

○高岡政府委員 先生御指摘の事業は、昭和五十九年十二月でございますが、総務長官の私的諮問機関としてつくられました戦後処理問題懇談会の報告の趣旨に従いまして設立された認可法人で平和祈念事業を行っておるわけでございます。

その目的といたしましては、今次の大戦におきまして戦争犠牲者を銘記して、かつ、永遠の平和を祈念するため、いわゆる恩給欠格者、それから戦後強制抑留者、引揚者等の関係者の御苦労について国民の理解を深めること等により関係者に対して慰籍の念を示す事業を行うというのが目的となっております。具体的な慰籍事業の概要でございませうけれども

も、こういった目的に従いまして現在平和祈念事業特別基金におきましては、まず一般的な慰籍事業といたしまして、関係者の労苦に関する資料の収集でございましてか保管、それから展示、調査研究、あるいは関係する方々等をお招きいたしましての講演会の開催、こういったことをやっております。

そのほか、目的達成事業と私どもも言っておりますけれども、それといたしまして恩給欠格者の方々に対する書状、銀杯、それから慰労の品の贈呈事業ということをやっております。また、引揚者に対しては書状の贈呈事業ということをやっております。

なお、第三のジャンルといたしまして、特別事業ということでございますけれども、シベリア等の戦後強制抑留者に対しては書状、銀杯の贈呈事業、それから慰労金の支給事務、こういったものをやっております。

○山中(邦)委員 いわゆる恩欠者というのはどういう方々を指すのか、その人数については把握をしておられますか、また、その平均年齢はいかですか。

○高岡政府委員 いわゆる恩給欠格者とは一般的に言われております方々は、旧軍人軍属でございまして年金たる恩給あるいは旧軍人軍属としての在職に連する年金たる給付を受ける権利を有しない方、兵隊さんでいいますと、恩給でございまして加算年を含めて在職年十二年以上ないと恩給がもらえないという仕組みになっておりますので、そういった所要の在職期間に達しない方たちのことを一般的に申し上げております。

それから人数でございませうけれども、これはちょっと数字が古くて恐縮でございませうけれども、この基金が平成元年度に実施いたしました調査によりますと、約十万人の抽出調査の結果でございませうけれども、平成元年十月時点におきましては恩給欠格者の数は約二百五十万人と推計されております。当時その平均年齢は六十九・一歳でございまして、その後調査は実施いたしております

せんで、現在の平均年齢並びに対象者数というのは正確な数字は申し上げられないわけでございますが、二年ほど経過いたしておりますので、七十一歳程度に平均年齢はなっているのではないかと思います。

なお、私ども基金の方で、この二百五十万人のうちから、外地経験のある方で加算年を入れて在職年が三年以上の方という縛りをかけてまして、それで慰籍事業をやらせていただいておりますわけでございますが、この要件に該当する恩給欠格者の方は数は百八万人というふうに私どもも考えておるところでございます。

○山中(邦)委員 今おっしゃった百八万人の方にかかわるその縛りというのは、何でかかっておるのですか。

○高岡政府委員 これは、先ほど申し上げました戦後処理問題懇談会の報告書におきまして、もういった報告の趣旨を受けていろいろ調査検討をしない、その際、いわゆる戦後処理問題の大きな三つの問題、こういったものにつきましましては、それぞれの方々が置かれた事情でございまして、それと損害の性格等の相違をも十分勘案して、結論として、「公正かつ国民の納得のいく結論を得る」ように努力をしないという御提言をいただいておりますので、これを受けてまして平和祈念事業特別基金におきましては、基金の中に運営委員会、これは十人の先生方から成る委員会でございまして、ここでいろいろと御議論をいただきまして、その御議論をいたいただきました結果として、先ほど申し上げました、外地勤務の経験があること、それから、加算年を入れて在職年が三年以上、こういった方たちに慰籍事業をするのが適当であろう。もちろんこれは、戦争の被害というものは当然老幼男女の別を問わず、広く国民一般が甘受しなければならぬ戦争犠牲性というものがあるわけでございますけれども、そういった一般国民が受ける戦争犠牲性というものを視野の中に入れて、特に慰籍事業をやる対象としてはこういう縛りが適当ではなからうか、こういう御提言

をいただきましたものですから、私も、その線に沿って慰籍事業をやらせていただいておりますところでございます。

○山中(邦)委員 この縛りがいかにもかたいもののように言われておりますけれども、今何うと、要するに法律上の根拠はない、運営委員会の決定を尊重したものだ、こう聞かせるわけでありませう。

それで、三年とか外地経験とか、これはどういう観点から決まったものですか。どういう議論の上にそういう結論が出たものですか。

○高岡政府委員 ちよつと私、御説明不足でございます、大変申しわけございません。この委員会の結論を受けまして、法律的形式といたしましては、業務運営方法書というのが基金法に規定されております。これは、そういう法的な根拠に基づきます業務運営方法書の中でそういう資格要件を定めておるものでございます。

それでは、具体的になぜそういう要件を定めたのかということでございますけれども、これも繰り返しては申し上げました、今次の大戦におきましては国士が灰じんじんに帰し、社会も大変な混乱の状態に陥るようなひどい状況になったわけでございますので、国民が、若い人も幼い子供も、あるいはお年寄りの方も、青壮年だけではなくて大変な犠牲を払われた。そういった方たちにすべて補償するということは、これは、国家財政の観点からいいますと、それはできることではない。それでは何か一つの基準を設けて、そういう一般国民が広く甘受しなければならなかったという戦争犠牲の上に出来るような言葉は悪いでございますけれども、プラスアルファ的なそういうものについて慰籍事業をやるのではない。その具体的な基準をいまして、先ほど申し上げました二つの要件をおかけになったというふうに私も理解をいたしております。

○山中(邦)委員 膨大なお金がかかるというお話を

ですが、百八万人分についてはこの縛りをかけて実行できる、こういう前提に立っておるわけですか。

それから、法律上の根拠ということはおっしゃいましたが、なるほどこの法律には、二十八条に業務方法書をつくるということはありません。しかし、中身が書いてあるわけではないわけ、あなたが委員会の意向をおっしゃったのは、どういふことで理解をしておるわけですか。

○高岡政府委員 まず、法的な根拠でございますけれども、二十八条で業務方法書について書いておられますことは御案内のとおりでございますが、その記載すべき事項といたしまして、総理府令、これは施行規則でございますけれども、その第十条におきまして記載をいたしております。これは必要の記載事項というふうに理解をいたしておりますけれども、その中に、いわゆる十條の一号から五号まで、これにおきましていろいろと列記してあるものでございます。この認可につきましましては、私どものトップでございます内閣総理大臣が認可をするという形式になっております。

○山中(邦)委員 形式のことをお尋ねしているわけではございません、中身のことを聞いておるわけでありませう。

委員会の議事録は公開しないような御意向のようでありませう。そうすると、この三年とか在外経験とかいうことはどこから出てきた上のことか、この持つ意味が将来どういう意味合いを占めるかというふうなことに付いては、私もはたどういふ議論をなされたか知らないままに対応している、こういうことになるわけでありませう。もし、法律事項であれば、当然ここで議論がされるわけでありませう、この点については、あなたは運営委員会に出ておられて、委員会の議論の内容、委員の皆さん方の御意見などは把握をしておっしゃっているわけですか。

○高岡政府委員 当時私は担当ではございませんでしたので、私個人がつまびらかに承知しておるということではございませんが、役所という組織におきましては、これは十分基金から報告を受けてまして、そして御説明をお聞きしているところでございます。

それから、運営委員会の中に十人だけしか私、申し上げませんでしたけれども、こういう恩欠者の方でございますと、恩給欠格者の問題について相当に詳しい知識あるいは御経験といったものがあられる方を運営委員会の十人の中にお入りいただいております。そういった形で、運営委員会で十分な議論が尽くされたというふうに私も基金から聞いておるところでございます。

○山中(邦)委員 委員に立派な方が選任をされて十分な議論を尽くされた、こういうことを疑うものではないわけでありませう。しかしながら、出てきた結論については私も非常に関心を持つ、いろいろな意見を持つておるわけでありませう。役所の組織上知つておるということではないはずでありませう、この運営委員会についてこの要件が取り決めたのか。業務方法書として書かれたものであろうと思ひますが、いつ内閣総理大臣の認可を受けたか。この方法書や運営委員会の議事録は見せていただけるものでございませう。

○高岡政府委員 業務運営方法書でございますけれども、これは六十三年七月十三日、基金の規定第五号という形で出されております。

それから、運営委員会におきます議事の概要を公表できないかというお話でございますけれども、これはやはりそこで自由闊達な御議論を尽くしていただくためというのを担保したいという気持ちもございまして、これは審議会等で、そういうことで公開されない審議会等もございませうから、同様な趣旨で私も、中で忌憚のない御意見による十分なディベートができるような、そういう運営委員会の運営を担保したいという考えから、議事の概要につきましましては公表させていただきますことは差し控えていただいておりますところでございますので、どうぞひとつその点は御理解を賜りたいと思ひます。

なお、この二つの恩欠者に対します縛りにつき

ましては、先生を初めあるいは関係団体の方々、いろいろな方からいろいろと御批判があることは私も十分承知をいたしておるところでございます。したがって、これでどこまでも突っ張つてしまふのかねという点につきましても、やはり先ほど申し上げましたように、一般の国民の方々の戦争犠牲とのバランスというのを常に念頭に置きながら対応していくということでございませう。これは究極申し上げれば、一般的な社会常識といひましようか社会的な通念によつて容認されることは一体どこらうか、こういう問題になるだろうと思ひわけでございます。そういったものは常に変遷していくものでございませうので、そういった社会通念といひましようか社会的な考え方がどういふふうになつていくかということも見守りながら、この二つの縛りの要件が適正に、先ほど申し上げましたように、公正かつ国民の納得する基準であるのかどうかということに常に問いかけながら日常の業務を処理してまいりたい、こういうふうな考えをしておりますので、この点につきましてもひとつ先生の御理解を賜りたいと存じます。

○山中(邦)委員 なかなか理解はできません。かつては議事録は閲覧できた状態にあつたというふうにも聞いております。それから、自由闊達な議論をするためというのであれば、それは議論の場所を非公開にするとかしるべく手配をするということなのでありまして、その結果を記録した議事録についてのことでなかろうというふうに思ひます。どういふ経緯でこの制約ができていくかということは、この問題の将来を見通す上でも非常に大事なことです。かつて行革審是非公開と言つていましたけれども、最近是非公開に部会の方に資料を出していたら、私は、そういう意味では開けてきたと思つておりますけれども、この問題について非常に不満を持つ人が多いいだけに、その人たちの納得させるというのは、やはり委員の皆さんの意見、これが公開される必要があろうというふうと思つております。なぜ非

公開かということをお聞きしましたら、委員会が決めただけだ、こういうお答えも返ってまいりました。委員会御自身の見識も大事だと思いますけれども、その議事の重要性、結果の重要性からいえば、これはできるだけ、差し支えない限りは公開すべきだというふうに思います。一言申し上げておいて、議事録の公開を求めておきたいというふうに思います。

ところで、この諸事業ですね、銀杯、書状——銀杯等贈呈事業、これはこの法律のどの条項によって実行されていることですか。

○高岡政府委員 これは基金法の第二十七条第一項五号という規定がございます。これはどんなふうな書き方になっているかと申し上げますと、「第三条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。」という書き方になっておりまして、目的達成事業と先ほども申し上げましたが、そういうことを定めまして第二十七条第一項第五号の規定に基づきまして行っているものでございまして、

○山中(邦)委員 非常に漠然とした規定を利用しているように思われるわけでありましてけれども、「第三条の目的を達成するために」ということで物品の贈呈が可能であるということになりますと、慰労金の給付というの当然この条項にはめて考えられると思いますが、今までそういうことを考えて議論されたということはございましてか。

○高岡政府委員 慰労金ということになりますと、これをどういう性格のものにするか、一方的な贈与という考え方で考えるのかという問題、それから法律関係をどんなふうに考えるかという点ともあるわけでございます。やはり金銭につきましてもあるわけでも争い事が生じる可能性が多いわけではございませんので、したがってやはり法律関係はきちっとした方がよろしく、こういうことになるのではないかと考えております。

この基金法で申し上げますと、シベリアの強制抑留者につきましては慰労金という形、これは特別事業という事業の性格のこともございますけれども、四十四条にきちっとした根拠を置いて慰労

金を支給するということになっております。

それで、解釈論として、ではそのほかの慰労金というものをこの五号の事業として考えられないか、こういう御趣旨であらうと存じますけれども、シベリア抑留者に対する慰労金がそういう法律のなきちつとした根拠を持って置かれていないということ、それから他の法律を見ましても、広く一般的な法律のみならず、いわゆる広い意味での戦後処理問題に関しましていろいろ法律を眺めてみますと、慰労金といいますが、お金というものは当然国が支給するものでございまして、予算上きちつと計上され国会の御承認を得た上でやらなければならぬという予算という法律的な性格の問題もあらうかと存じます。

したがって、私も、解釈といたしましては、十万とか五万とか金額の多寡を問わず、何々金というふうなもの、この五号の規定に基づいて支出することは難しいのではないかと、担当者としてはそのように考えております。

○山中(邦)委員 なるほど、シベリア関係の方に對する慰労金は四十四条以降に規定がありますけれども、この「第三条の目的を達成するために」というのは総則的な規定であります。そして、現在すぐに慰労金を出そうという考えでつくられていくわけではないわけで、これは包括的にこの条項で慰労金を排除するということはできないと私は思います。現に、旧陸海軍従軍看護婦の皆さんあるいは日赤の看護看護婦の皆さんに對する慰労金は法律上の明文がなく、予算上の措置で、日赤を通じてではありますけれども給付をされているわけでありまして、この点はもっともよく考えてもらいたい、運営委員会にもひとつお話をしたいだきたいと思っております。

ところで、この慰労品を贈呈するという点については、事務の遅滞の問題ということが盛んに議論されてまいっております。百八万の対象者全員に對して贈呈の準備、心かけを持っておられるのか、この点はいかがですか。

(委員長退席、井上(喜)委員長代理着席)

○高岡政府委員 現在御審議をお願いいたしております来年度の予算案につきましては、恩欠者を含めましていわゆる関係者に対し慰労事業等につきましましては約七十七億円の予算をお願いいたしておりますのでございまして、今年度につきましては約七十二億、たしかそういうふうな数字になっておるところでございまして。

恩欠者につきましては、今先生御指摘のよう基金におきます業務の執行の上で一番問題が恩欠者の方々に對するこの慰労事業の執行でございまして、これに最も頭を痛めておられる状況でございまして、したがって、財政当局とも十分御相談を申し上げ、また恩欠者団体の方々からもいろいろ御要望等を承りながら、また限られた予算、限られた人員の中で基金も一生懸命それなりにやっておりますので、基金のそういった事務処理能力といったものも十分勘案しながら私どもといたしましては一生懸命、誠心誠意努力をしておりますところでございます。

○山中(邦)委員 一生懸命努力をさせていただきましたわけでありまして、かつて実際に対象となる方は四十万くらいではなからうかということ、ここでおっしゃっておられるようですね。現在はどういう予想でおられますか。

○高岡政府委員 御指摘のとおり、私も総理府の方から一時恩給等の恩給局の例を一つの参考データといたしまして四割程度ではないかというふうなことを申し上げたというところは私も承知いたしております。しかし、これはあくまでも一つの参考データでございまして、これをもつて私どもこの百八万人の恩給資格者の方々から同じような割合で申請がとまってしまうだろうというふうなことはちよつと考えられない。私も、この慰労事業という性格からいいますと、やはり一生懸命広報、PRに努めまして、一人でも多くの方々に申請をしていただきたい、そういう心組んでさらにさらに努力を重ねてまいりたい、こういうふうに考えておるところでございまして。

○山中(邦)委員 広報として新聞、週刊誌等利用はしていただけるようでありましてけれども、関係者に伺ってみますと、高齢になられてなかなかおつくであるということをおっしゃいます。百八万という数字を把握しておられるのであれば、電算機も入れられたことでありますし、これをデータ化して何らかの方法で通知をするとか全員に對してやるという心構えは出てこないのですか。

○高岡政府委員 百八万人という推計は、先ほど申し上げましたように十万人の抽出調査に基づいて行つたものでございまして、具体的なお名前でございますとかその方の住所でございましてかかわるというリストがあるわけではございませんで、先生御指摘のようなそれなりに御通知申し上げるということは大変難しいといひます。ただ、私も先生の御指摘に関連する問題といたしまして、例えば三度にわたって住民票の添付を申請者の方にお願ひするとかいろいろ大変な御批判、御叱責を受けるような事務処理の仕方をしてきたわけでございましてけれども、この点につきましては財政当局の御理解をいただきまして事務的な予算上の措置も加えていただいたところでございまして、最初に書状の請求をしていただくときにだけ住民票の添付をお願いする、後は基金の方から往復はがきをお出しすることによって、基金の方からのアプローチによって贈呈事業を円滑にかつ迅速に進めていきたいというふうに考えております。一たん書状を請求していただきますとリストが基金の方にたまるものでございましてから積極的なアプローチができる、こういうことになっていくところではございまして、そういう方法で一生懸命努力をさせていただきます、このように考えております。

○山中(邦)委員 書状のことをおっしゃいましたが、書状に関する請求件数、それから処理件数といひますか贈呈件数、これはどうなっております

都道府県庁、海軍であれば厚生省の方にそれぞれお願いをして、これを証明できるかどうかという御答をいただくような仕組みになっております。それでもなおかつ証明ができないというような方につきましては、第二次調査というふうなことで、先ほど厚生省の方がお話しになりましたように、留守家族名簿というのが厚生省にあるものですから、この留守家族名簿との照合をやらせていただいております。それから、あるいは軍隊手帳でございますとか、それの方がお持ちになつておられるそういった証明関係の書類、あるいは上司の証言でございますとか、第二次調査と称しておりますけれども、そういったものでない証明できないかどうかというチェックをさせていただいております。先ほど、制度発足以来残っておりますものというのはこの第二次調査をなお継続中のものがございます、そんな事情で、私も関係の方からはいろいろおしかりを受けているところでございますけれども、できるだけ早く証明できるようにということで努力を重ねてまいりたい、このように思っております。

○山中(邦)委員 贈呈事業の中で、軍属の方に差し上げたものがありますか。軍属の方の請求件数、それから贈呈済みの件数はどうですか。

○高岡政府委員 軍人あるいは軍属の別による人数でございますけれども、これはまことに申しわけございませんが、私どもとしては数字を把握いたしております。

○山中(邦)委員 それは調べていただきたいというふうに思います。

この贈呈事業では、軍属という身分はどのように把握しておられますか。

○高岡政府委員 軍属につきましては、これは最寄りの関係法律と申しましょうか、恩給法にあるわけでございます、端的な例といたしましては、旧陸海軍部内の文官それから警察監獄職員というふうなものを軍属というふうに申しております。

○山中(邦)委員 実は雇員とか嘱託とかそういう

立場、そして軍属と扱われている場合もあればそうでない場合もある、そういう方々についてはどういう理解をしておられるか、そういう方々も含めるべきだ、こういう観点でお尋ねをします。

○高岡政府委員 これは先生、恩給者と申しますのは、恩給を受ける権利が発生する対象であるのですけれども、先ほど申し上げました職年数が足りないために恩給を受ける権利がない方でございます、したがって、今先生がお話しの方につきましては、もともとと申してはまことに申しわけございませんが、恩給を受ける対象職員の中に入っていないということでございます、含めることは難しいというふうに考えます。

○山中(邦)委員 時間もなくなつたのでこの程度でこの問題、やめておきますけれども、別に恩給法上の軍属とかそういう定義にこだわることはな

いというふうに思っています。法の趣旨からいえばむしろ差別をしないで、同じような戦争の被害に遭つた方、苦しんだ方に対する慰籍の情は変わるはずはないというふうに思っております。援護法におきましても、それからシベリア関係の抑留された方に対する処遇においても、この軍属の意味合ひは必ずしも恩給法上のものではなかつたというふうに承知をいたしております。その制約について、せめて一年、そして内地、外地の別を外

せ、それから軍属についても差別をしないこと、請求すれば後はできるだけ早く贈呈を行い、生死にかかわらず、かわりに受け取る人があれば差し上げる、これがこの法の精神ではないか。運営委員会任せでなしに、そういう声のあることを関係者から徴して努力をしていただきたいというふうに思っています。

次に、日赤救護看護婦、旧陸海軍従軍看護婦に対する慰勞給付金に關してお尋ねをいたしたいと思ひます。

本年度予算案上にはどういふ措置がなされておりますか、お伺いをします。

○石倉政府委員 お答えをいたします。

平成四年度におきまして、前年度に比べまして

八・四％のアップで増額の措置をとっているとござります。

○山中(邦)委員 各ランクごとにどのようになつたかというところをお伺ひしたかったわけでありましたけれども、十二万が十三万に一万増額、以下十七万が十八万に、二十一万が二十三万に、三十万が三十三万に、三十二万が三十五万に、三十六万が三十九万に、一万、二万、三万、三万、こういうふうな増額の案のように伺つております。下に薄く上に厚いという評は免れないのではないかと、平均八・五％だとしても三十万台につきましては一〇％の増であります。十七万グループは五・九％であります。かなり差があるわけでありまして、どうしてこういうふうな数字が違ってくるのか。

○石倉政府委員 各階級において違いがあると申しますのは、普通恩給の制度を利用してこの制度を仕組んでおりますために、そういった年数の差で、しかも普通恩給よりも少しもとめてランクをつけたということから、制度上やむを得ず出てきた差かと考えております。

○山中(邦)委員 制度上やむを得ずという意味がわからないですね。消費者物価指数の変動に応じて何年か置きにやるといふのは、対象になる方の人数が少ないとしても、ちよつと思ひやりに欠けるのではないかとこのように思ひます。

この慰勞金の給付制度は、根拠は何にありますか。

○石倉政府委員 予算措置でやっておりますために、法律とは体裁を異にいたしまして、ある程度の簡略化をしながら措置いたしております。

○山中(邦)委員 予算措置でこういう制度を設けることができるという一つの事例でありまして、先ほどの贈呈事業についても同じことが考えられるはずだと私は思つております。関係者の皆さんは、当初、兵の恩給額に合わせた支給額であつたがその後格差が増大をしております。それは先ほどの恩給の増額方式に比べて消費者物価指数を後追ひしているということから当然出てくる数字

上の結論であります。

それから、台湾、朝鮮を加算して扱つてほしいということをおつしやつておられます。この点はいかがですか。

○石倉政府委員 後段の地区の、特に台湾、朝鮮の問題の御質問に絞られたと理解してお答えいたしますが、これは一種の母法といひますか恩給法の考え方が、戦地であり事変地であるという認識をしておられないということを受け入れて対応をしておるところでございます。

○山中(邦)委員 この制度につきましては、そういう問題については恩給法の考えに従つて、こういうお話でありまして、増額の点に關しましては制度が違ひ、こういうお話であります。そういうことであつてはならないというふうに思ひます。この制度の発足に当たりましては、恩給法を準用いたしまして、兵の処遇に匹敵するものを考へる、こういうことであつたというふうに思ひます。制度が違ひというのはいさしとしまして、その制度の準用の一部をとり一部を捨てる、そうして対象の方の方に立派な処遇をしないということでは制度の建前ではなからう、こういうふうに思ひます。関係者の皆さんは、この制度の欠格者についても折念事業の適用を得たい、こういう御希望がござります。この点はいかがでしようか。

○高岡政府委員 ただいま先生の御指摘の点でございますけれども、先ほど来から申上げてまいりましたように、平和折念事業特別基金は、これは恩給欠格者でござりますとか戦後強制抑留者あるいは在外財産引揚者等の三問題を中心にして検討が行われてきたということでございます。こういった検討結果を受けて、具体的には戦後処理の報告でござりますけれども、この報告を受けて設立されたものでございまして、先生既に御案内のような事業目的に従つてやっておるわけでございます。これらの三問題の關係者に対し慰籍の念を示すというのが事業の目的になつておる、こういうことでござりますので、ただいま御指摘のような日赤の救護看護婦さんあるいは旧陸

海軍の従軍看護婦の皆様方につきまして、基金法によって対応することは極めて難しい問題であるというふうな考えをしております。

○山中(邦)委員 日赤の看護婦さんは軍属としての身分を持っておったことがあるわけでありまして、また、陸海軍従軍看護婦さんも、婦長さんでなくともそういう立場におられた方でありまして、軍属についての定義というものを狭く解する必要はないと私は思います。だんだん高齢になられる方も出てきておられることでもありますから、この点は検討をしていただきたい、このように思います。

最後に、問題はちよつと違いますが、統計調査員の観点で伺いをいたしたいというふうな思いをします。

統計調査員というのはどういう制度で、どういう法律上の根拠を持ち、どういう身分に属しておられるか。

○井出政府委員 まず法律的な根拠でございますが、統計調査のうち、国の重要な統計調査でございます指定統計調査の統計調査員については、統計法第十二条に基づいて置かれております。それから身分でございますが、国が行う統計調査の統計調査員はそれぞれ調査ごとに任命するわけでございまして、二つのケースがございまして、大臣が任命するのとそれから都道府県知事が任命する者について、二つのケースがございまして、大臣が任命する者については非常勤の国家公務員というところでございまして、都道府県知事が任命する者については非常勤の地方公務員という身分になっております。

○山中(邦)委員 統計調査員の人材確保というのは大事な問題だというふうに思っておりますけれども、平成二年に広島で調査従事中に死亡事故があったというのを聞いております。三十代の主婦の方が、日中訪ねたところ夕方にしてくれと言うので夕方行かれたらそこで被害に遭った、こういうことのように伺っております。調査員の方は、日中訪ねても不在が多い、夜行かなければなら

ない、危険な場合もあるというふうなことで補助員制度を導入してほしい、こういうことを言っております。また、一度で済まないの、通信、交通費の支給についても希望しております。要員確保を講じておられると思いますが、やはりこういう点の気の配りも大事だと思いますが、この点いかがですか。

○井出政府委員 一つの、補助調査員制度の導入については、これについては現実の統計調査において夜行くというふうな場合は家族等を同行するということ、そういう例があるということとは承知しておるわけでございますが、調査員とそれから補助調査員との業務分担あるいはその報酬をどういうふうな扱いにしようかという問題がございまして、今後慎重に検討してまいりたいというふうに思います。

それから、調査員の確保ということでございますが、一応登録調査員制度ということで調査員を希望する方々に登録していただきまして、その登録調査員制度というものを設置いたしまして、そして平成二年から、それが人口五十万以上の市町村についても登録調査員制度というのを導入しまして調査員の確保ということ、それから調査員の安全の問題あるいは調査員の資質の向上、こういうことについて現在鋭意努めておるところでございます。

○山中(邦)委員 聞くところによりますと大に改善されるというふうな被害ですね、それから訪ねていっても懐をのぞかれるような気持ちになつてなかなか率直に受け入れてくれないとか、そういう環境の問題がかなりあるように思われます。これについては改善を要するところだと思っておりますけれども、どういう構想、活動を考えておられますか。

○井出政府委員 統計調査の環境が非常に厳しくなつておるといふことは私も十分に承知しておるわけでございます。特に共働きの世帯あるいは単身世帯の増加というふうなことで、先ほど

先生が御指摘のような夜間に調査をしなくちゃいかぬというふうな問題もあるわけでございます。そういうことで調査環境の整備ということについても我々としては鋭意努めておるわけでございまして、何しろ統計調査というのは、調査客体であります世帯とかあるいは事業所とかそういう国民の方々の協力なくしてこの調査は円滑に進めるわけにはいきません。そこで広報、統計調査の意義、そういうものについての広報に努めておるわけでございます。

先生御承知かと思いますが、十月十八日が統計の日ということで、その日を中心にいろいろなイベントとかあるいはラジオ、テレビ等を通じて広報ということもやっております。また、子供のころから統計教育、統計について親しんでいただくということ、小中学校の先生方を中心にいろいろな私どもと交流をして統計教育の充実にも努めてまいり、こういうふうなことでできるだけ調査環境を整備されるように我々としても努力してまいります。

○山中(邦)委員 ぜひお願いしたいと思っております。小中学校の時期から統計の重要性、そして統計調査員の仕事についての理解を持たせるということが大事だと思っております。文部省の方とも協議をなされ、伺いますれば学校の先生に理解を持ってもらうように努力されているということですが、これはごく小規模のものと承知をしております。糸口がついたのは大事だと思っておりますので、伸ばしていただきたいと思います。

最後にその報酬のことでありまして、昭和三十三年の統計審議会の答申に基づいてその後スライドがなされているわけでありますが、時間単価を予想した上のことと聞いています。それで、この答申は、調査員の業務実態調査の結果から見て、一日八時間労働としてという前提に立っているようでありますけれども、なかなか、八時間労働で済むのか、夜にわたるといふようなこともあるわけであります。実態をさらに調査をされて、人材確保、資質の向上に沿うような処遇を考

えていただきたいと思います。

以上です。

(井上(喜)委員長代理退席、委員長着席)

○井出政府委員 調査員の報酬、その他勤務条件等々について、いろいろ我々としても統計調査員が円滑に仕事ができるように努めてまいりたいと思っております。

○山中(邦)委員 どうもありがとうございます。

○櫻井委員長 次に、竹内勝彦君。

○竹内(勝)委員 最初にお伺いしたいのは、平和祈念事業特別基金の問題に関して若干質問をしておきたいと思っております。

昭和六十三年この法律が成立いたしましたので、そして四年が経過したわけでございますが、いわゆる恩給欠格者あるいは戦後強制抑留者等々の問題に關しましてこの平和祈念事業特別基金が恩給事業、こういう形で進められてまいりましたけれども、私も、あのときにも申し上げましたが、とにかく後がないんだ、年齢がもうほとんど高齢になつてきておるわけでございまして。戦後ももう既に四十七年。本当にその人たちが、あの戦争、戦中戦後、本当に頑張つてこられて現在あるわけでございまして、悲しいかな、多くの人たちが亡くなつてしまつておられます。したがって、本来ならもっと早くこの恩給事業というものでやつていかなければならぬものが、ああいう形で六十三年に成立し、その後申請者、そしてその者に対しての対応というところで行われてきたわけでございまして、まず対象者数、それから申請者の数等の状況、そしてどういふような対応がなされたのか、さらにまた今後の見通し、あわせて御説明いただきたいと思います。

○高岡政府委員 先生御指摘のように、このいわゆる戦後処理問題につきましては、大変皆様方が御高齢である、しかも、戦地等で大変な御苦労をされ、あるいは外地で大変な御苦労をされ、灰じんに帰した日本の国にお帰りになつて、そして、しかも全くひどい状態にありました日本経済、日

本の社会というものを、そういった方が御帰国になつてから、そういった方が中心となられて、現在の世界に冠たる繁栄した日本の社会、日本の国をお楽になられた。こういった人生の歩みを顧みますと、先生御指摘のようなことを十分念頭に置きながら私も仕事を進めていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

まず、お尋ねの対象者の数でございますけれども、戦後強制抑留者でございますが、これにつきましては四十七万三千人、抑留中死亡された方を含めまして、この方々が五万五千人いらっしゃるわけでございますが、これを含めまして五十二万八千人という数字になります。それから、恩給資格者でございますが、これは百八万人でございます。それから、引揚者の方でございますが、この方々の数は百二十五万人ということになっております。

それでは、慰藉事業に対する進捗状況といましようか、請求の方の関係はどうなっているかというところでございますけれども、まず恩給資格者から申し上げますと、今この百八万人の約四分の一に相当いたします二十六万二千二人の方から御請求をいただいております。この御請求をいただきました二十六万二千二人の方々の申請に對しましては、処理件数、贈呈事業を実施させていたいただきました方々の数は二十万四千二人、約七八%の事務処理ということになっております。

それから、戦後強制抑留者の方でございますが、この方々は、恩給を受けておられる方、あるいは受けていない方、抑留中亡くなられた方という区別があるわけでございます。

それぞれについて申し上げますと、恩給等非受給者につきましては十六万九千人、この対象者の数といたしましては二十八万四千一人いらっしゃるわけでございますが、そのうち約六〇%に相当いたします十六万九千人の方から御請求をいただいております。それで、贈呈事業を実施させていただきましては十六万人ちょうどでございます。

して、約九五%の事務処理ということになっております。

それから次に、恩給の受給者でございますが、この方々は十八万九千人いらっしゃるわけで、申請がございましたのはやはり同じようにその六割に相当する方々でございます。具体的に申し上げますと、十一万三千人でございます。贈呈事業を実施させていただきましては十万人八千人、事務処理は九五・六%という結果になっております。

それから、抑留中亡くなられた方々でございますけれども、この方々は五万五千人が先ほど申し上げましたように対象になるわけでございますが、請求件数はそのうち約七%に相当いたします四千二人の方から御請求をいただいております。これは事務処理としては一〇〇%の事務処理で、四千二人、いただきました方全員に贈呈をさせていただいております。

それから、三番目のジャンルといたしまして、引揚者の方々に昨年の秋から書状の贈呈事業を実施させていただいております。対象者の数は百二十五万人、先ほど申し上げましたとおりでございますが、そのうち請求件数は約一・五%に相当いたします一万九千九百人の方からいただいております。処理できましたのは四千二人の方でございます。これは若干事務処理能力が足りませんで、処理率をいたしましては二一・一%という処理率になっております。

以上でございます。

○竹内(勝)委員 その中におきまして、恩給資格者の件に關して若干質問しておきますが、今百八万人対象者、それが二十六万二千二人が申請をされて、そして、それに対応しておる。これは、私がかねがね指摘しておつたとおり、もともとこの百八万という数も、六十三年当時私が調べたものでも約二百萬、正確な数字はちよつと忘れましてけれども、百七十數萬、そういうような掌握がございました。ところが、その時点でどうも既に、その対象者としては百八万人、こういう形で減つてきておる。なおかつ、申請が何と二十六万二千二人。

こういうような形になっておる状況というものをどのように感じますか。

○高岡政府委員 百八万人もの多数の方々が対象となつていられるにもかかわらず、御指摘のようにその約四分の一に相当する方々からしか御請求をいただいております。これは、ひとえに私どもの努力不足であらうというふうに思っております。私も、先生御案内のような厳しい財政状況の中、あるいは基金等の事務処理能力、こういったことも考え、いろいろそういった制約条件はあるわけでございますが、まだまだこういった慰藉事業が行われていないことを御存じにならない方々は大変心配いたしております。私もさらに、こういう事業をやっておりますというPR活動を一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

先ほど申し上げましたような基本的な考えのもとに、大変申しわけない仕儀であるということとを頭の中にしっかりと据えまして基金ともども努力をしましてまいりたいと思っております。どうぞ力強い御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○竹内(勝)委員 ちよつと甘いんですかね。六十三年からもう四年まきに経過しようとしておりますよね。それで、努力しておるのはわかりますが、この考え方が甘いんです。

まず、二百八万人もおられたのが、もう対象者だけで百八万人にも減つてきた。なおかつ申請をみんな要望しておるんです。何とか国として、こういう恩給がもらえてない人に対して何とかしてほしいというのは、この本委員会におきましても何度も論議がされたものでございます。そういうものから考えますと、これはやはり高齢者になつてきて、その申請をする、そういったものに関しても本当にもう、意欲を失つたと言つたら語弊がございましてけれども、非常に今まで多くのその労苦、あらゆるその努力というものが経過した、これらの対応というものが遅過ぎた。今努力をしま

すと、こう言つていますが、この二十六万がどれくらいふえるというふうに見込んでいますか。

○高岡政府委員 恩給等におきましても、参考となるデータはございませんけれども、しかし私どももいたしましては、先ほど申し上げましたように、この二十六万二千二人の方が一人でも多くふえるように一生懸命努力をしていきたいというふうに思つておるところでございます。恩給、援護等の関係で出てくるような数字を超えるべく一生懸命努力をしていきたいというふうに思つておるところでございます。

○竹内(勝)委員 なかなか答えにくいと思いますが、ここで申し上げておきたいのは、この約四分の一、こういったものは、百八万が対象者にあつても恐らくこれは今後微増、こういう形でしかふえていかない。そうしますと、この点をぜひ理解していただきたいのは、この平和祈念事業特別基金、この目的というのは、いわゆる恩給資格者あるいは強制抑留者等々の、いわゆるその恩給に浴していないそういった人たちに對して厚い国としての対応をしよう、こういうことで、私も出発したものであるがゆゑに、したがいましめて、ぜひこの約三十万人の、いわゆる四分の一程度のものになっておるというふうなものを、その中で、現在の中でもっと厚い手当てをしていく。そこには特別の慰藉がございまして、特別慰藉事業。こういったもののへの対応を、そろそろこれに對して踏み込んでいく。いわゆる今まで銀杯と書状だけしかもらつていないそういった人たちに對して、今度は特別の慰藉事業をそういった人たちに踏み込んでいく、それは十分できるわけでございますから、そういう考え方があるかどうか、御説明いただきたいと思つております。

○高岡政府委員 基本的には、先ほど申し上げましたような広報活動をさらに一生懸命やっていくということであらうかと思つていますが、ただ、先生御案内のように、私どもの基金のこの事務手続におきましても、請求をする皆様方の意欲を阻害するような形で御批判をいただいております。

算年を入れて、在職三年以上という、この二つの要件を満たす方を対象として基金法による慰籍事業を行うということにされたわけでございます。

これは関係者もお入りになった上での結論でございますし、私どももいたしましては、これが相当尊重されるべきものであるというぐあいには考えておりますけれども、しかし基本となりますのは、やはり国民の皆様方に納得をしていただく、その線は一体どういふところにあるのか、こういう点に尽きるのではないかと思います。国民の皆様方の御意、御意見というものは時代の要請、社会の変化に応じてやはり変容していくものであらうというふうに考えておりますので、そういった国民の皆様方の通念、常識といったものに従いまして、そういった状況を見守りながら、私どももこの要件につきましても十分慎重に対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○竹内(勝)委員 私、今申し上げました遺族の方それから内地勤務者の方、やはりあの戦争の大変な苦労、それはもうどちらが大変だとかどちらが楽だとかというようなことは絶対に言えないわけでございますので、ぜひひとつ、国としてこちらの誠意というものを本当に示していただきますよう重ねて要望しておきます。

そこで、平和祈念事業特別基金の積み立ては平成四年度末で二百億円になるわけですが、その後四百億円にしていくのはいつごろなのか、あるいはその後の増額予定、そういったものに関して御説明いただきたいと思います。

○高岡政府委員 現在、当初の予定でございました二百億円の基金造成につきましては、現在先生方に御審議をいただいております来年度予算におきまして最後の五十億円を計上させていただきますところでございます。これを国会でご認めいただければ、当初の二百億円の基金造成は完成するわけでございますが、政府と与党の合意事項が平成元年にございましたけれども、二百億円の基金造成後さらに二百億円の基金を造成する、

プラスアルファするというところに取り決められております。しかし、これにつきましては一体何年で造成するのか、そういった具体的なことは一切触れられておらないところでございます。これはやはり財政状況でございますとかいろいろなことを考えながら、これから関係方面と十分折衝を重ねながら考えていきたいと思います。思っております。当面は、二百億円の最後の五十億円でございます。格段の御援助、御配慮をお願いしたいと考えているところでございます。

○竹内(勝)委員 この基金設立の目的の中で、今も御説明がございましたが、戦争に伴う労苦を国民に伝え残すための資料の収集等、関係者の労苦の調査研究、講演会の開催、そういった業務内容が挙げられております。同時に、その問題をさらにどのように発展させていこうとしておられるのか。それからまた、各地に平和祈念館の設立の動きがございまして、例えば滋賀県で平和祈念館基本構想検討懇談会、こういったものもつくられ動いておるようでございますけれども、こういった自治体に対して何らかの支援をしていく、そういったような考え方はあるのか、あわせて御答弁をいただきたいと思っております。

○高岡政府委員 実は、正直申し上げまして今思給欠格者の方々に対します慰籍事業をどうやって迅速にさせていただくかというところで頭がいっぱいでございまして、将来どういふふうによつていくかということにつきましては、当面私どもが今考えておりますことは、現在やっております慰籍事業、一般慰籍事業も含めましてそういったものを一生懸命やらせていただきたいと思いますところでございます。

それから、まことにありがたいことにいろいろな地方公共団体でございまして平和祈念館というものがほぼつぼつとできてきているところでございまして、実はそういったところの責任者を先月私ども基金の方で呼びをいたしまして、一体どういう連携のあり方が考えられるかということ

で最初の御相談をさせていただいたところでございます。ただ、それぞれ各地方公共団体がお建てになります平和祈念館のようなものに対しては何か財政的な援助が考えられるかということにつきまして、先ほど来からる御説明申し上げておりますように基金が本来やらなければならぬ事業で手いっぱいでございますし、それにつきましても進捗状況については大変いろいろと関係者の皆様方に御迷惑をおかけしているような状況でございますので、そちらの方にまず財政的なものを回すということは不可能に近いと考えております。

しかし、大変申しわけないということで、それでは展示会でございますとか講演会でございますとか、あるいはその他資料収集のノウハウでございますとか、我々が集めた資料等をそれぞれ地方の平和祈念館の方にネットワークを組んで流す、情報の公開と申しましようか、情報のお渡しというふうなことができないのかということ、そういった余りお金のかからない面での地方公共団体のおつくりになる平和祈念館との連携プレーを当面のところで模索してまいりたいと考えておるところでございます。

○竹内(勝)委員 私は、昭和六十三年におきましても本委員会での問題を取り上げておりますけれども、その中でも申し上げましたが、いわゆる各種公務員や公共団体の職員で退職した人たちはその公的勤務年数にわずかの軍歴期間をも評価され加算し国家の生涯補償の恩典に浴しておられます。例えば軍歴六カ月で年間五万円、二・五年で年間三十万円から五十万円、共済年金に加給されている。そういうようなものに対して、民間の人たちはどういったものが加算されておるまいせん。もう何回も議論してまいりましたけれども、いわゆる官民の格差の問題、せっかく総務庁長官官邸でございまして、あわせて長官にもぜひ御答弁をお願いしたいと思っております。これは旧軍人の人たちが、それが官僚だから、あるいは民間だからここに差がある、そんなばかげたことはあり得

ないことですよ。

したがって、ぜひこの官民格差の問題というものを、先ほどの運営委員会でも私は何らかの慰籍というものであらわしてもらいために、今までずっと官民の格差でございまして、そういった形で来ておるわけでございまして、そういった差の問題に関してはぜひ考慮していただきたい。厚生年金や国民年金に軍歴期間を国家からその補償としてそういう何らかの考慮をすべきである、そういう議論はもう何回もしてきておるわけでございまして、何とぞその点をもう一度、とにかく後がない、そういうことから考えても、全く今までのものを全部平等にせいというふうなことを、今ここでそういう暴論を言うものではないわけでございまして、何らかの考慮をすべきであるということを重ねて申し上げておきますので、どうかひとつ、長官あわせて御答弁いただきたいと思っております。

○岩崎国務大臣 ただいま先生の思欠者に対する多年の御苦労、熱い願いを込めていろいろとお話されました。また政府委員の方からはそれへの対応について苦勞も、努力もしたけれども、その対応の難しさ、話を聞いておりました細部にわたって承知をすることができたわけでございまして、なお、ただいま先生御指摘のございましたいわゆる通算の問題につきまして、私も思欠者の方々から数々にわたって御要請を承っておりますのでございまして、その内容等については承知をいたしておるところでございます。

しかし、お尋ねでございますので、ストレートにしか残念ながら今日の立場では私答弁ができません。公務員期間については軍歴が通算される、厚生年金等の民間期間については軍歴が通算されおらない、この状況についてはよく承知をいたしておるところでございます。各年金制度にはそれぞれ沿革がございまして、この問題を解決するためには波及するところ極めて大きい。したがって、今日の段階では大変難しい問題である、このように申し上げざるを得ません。御了解

をいただきたいと存じます。

○竹内(勝)委員 シベリア抑留者に関して伺いしておきます。

シベリア抑留者の労働証明書の問題でございしますが、現在政府ではロシアからのシベリア抑留者に対しての労働証明書の発行について状況をどのように把握しておるか。それから、ソ連にある抑留者の遺品をもとにシベリア抑留者を折念行事として行いたい旨の動きがございしますが、そういった問題に対しての支援、公平な支援をすべきであると思います。これは総理府にお伺いしておきます。

それから、いまだ不明とされておる戦没者名簿、これは一万五千名とも言われておりますけれども、それもあわせて状況はどうなっておりますのか、外務省並びに総理府の方から御答弁いただきたいと思ひます。

○小町説明員 お答えいたします。

今先生から御質問のございましたロシアからの労働証明書発行につきましては、最近一部の抑留者の方々の要請に応じる形で、ロシア公文書委員会の中央特別公文書館が労働証明書なるものを発給したというふうに承知いたしております。

それから、シベリア抑留者の名簿につきましては、御案内のとおり、昨年四月のゴルバチョフ大統領の来日のときに締結されました捕虜収容所に収容されていた者に関する協定に従いまして、この協定署名後、約三万八千人の方々の名簿が我が方に渡されております。しかしながら、今御指摘がございましたように、まだ残り一万五千名以上の方々の名簿については、日本側といたしましてはこの三万八千名の方々の名簿を受け取った後、機会あるごとにロシアあるいは当時のソ連側に対してその速やかなる提出を申し入れてきておるところでございします。これに對しまして、ロシア側あるいは当時のソ連側は、新たな名簿が判明した場合にはその都度直ちに日本側に伝達したいというふうに言っておりますので、我々としては今後とも新たな名簿をなるべく早く

受け取れますように鋭意努力してまいる所存でございします。

○高岡政府委員 先生御指摘の抑留者展でございします。一般論としてお話しさせていただきますことをお許しただければ、私ども、関係団体からこういったたぐいの事業申請がございした場合に、その事業内容が関係者の労苦を慰藉するといふ平和祈念事業特別基金の事業内容に合致するものであるかどうか、あるいはまた、これはまたことに申しわけない話でございしますが、基金の財政事情がこれを許すものであるかどうかといった点も十分考えまして判断をさせていただきますことになると思ひます。

それから、基金自身といたしましても、昨年一昨年でございしますが、展示会を東京でそれそれ一回開いてきていたところでございます。具体的な抑留者展というようなものについての団体からの助成申請がございましたら、その時点で今のような基準を踏まえまして対応させていただきますというふうに考えております。

○竹内(勝)委員 終わります。

○桜井委員 御苦労さまでした。竹内君の質疑はこれで終わります。

次に、三浦久君。

○三浦委員 最初に、人事院総裁にお尋ねをいたしたいと思ひます。

いよいよ四月一日から民間対象の育児休業法と公務員対象の育児休業法が実施をされることになりました。育児法は不十分な点もありますが、多くの働く人々が願望していた制度でもあり、私は人事院が法を適切に適用し、より多くの職員がこの制度を活用することを期待するものでございしますけれども、人事院総裁はこの育児休業法施行が直前に迫った今日、この育児法の施行にどういう期待をお持ちなのか、その御抱負をお聞かせいただきたいというふうに思ひます。

○弥富政府委員 お答えを申し上げます。

先生御承知のとおり、近年の女性の著しい社会進出あるいは核家族に伴います家族形態の変化

あるいは出生率の低下が言われております。こういう情勢に伴いまして、職業生活と育児などの家庭生活との調和、これを図る施策の社会的関心というものが非常に高まっております。ございまして、今申されましたように、本年四月から官民同時に育児休業制度が実施される運びとなりましたことは極めて意義の深いことであると考へております。

人事院といたしましては、本年一月に関係人事院規則や通達を制定、発出したとしまして、あわせて本省庁及び地方機関に対する説明会の開催などを現に行っているところでございします。せっかくの制度の発足でございします。ただいま言われますように、この制度の定着及び実効性のあるものとするために、今後とも育児休業制度の趣旨及び内容についてまず周知徹底を図りまして、同制度の円滑な実施と定着に努めてまいりたい、かように考えておる次第でございします。

○三浦委員 この育児制度を効果あらしめるものとして制度を定着させたい、そういう答弁がございましたけれども、そのために必要なのは、育児の請求者が育児をとりやすくなる、そういう職場環境をつくってやることではないかというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○弥富政府委員 まさに今委員の言われますとおりそのように我々も考えております。まだ発足前でございますので、発足してからいろいろ実例が出てくると思ひます。それらを勘案いたしまして、ただいまの申されました趣旨にのっとり措置してまいりたい、かように考えております。

○三浦委員 人事院はことしの一月十七日付の育児の運用通知で、育児を請求した職員の業務を処理するための措置として、業務分担の変更、職員の採用、昇任、転任または配置転換、非常勤職員の採用、臨時的任用等の措置、これを具体的に列挙されておられます。現在、公務員の定員というものは、七次にわたる大幅な定員削減でございする人数になつておられると思ひます。業務分担によつて育児者の業務を代替するというのは大変困難な状況にあるのではないかと申ひますけれども、いかがでございしますか。

○山崎政府委員 育児休業法、新しい制度は全職種に対象が拡大しております。したがって、いろいろな職場がございします。いろいろな職種もございします。育児休業する場合の対応もさまざまなものがあると思ひます。したがって、一般的にいいますと、業務分担の変更、配置がえ、部内職員のやりくり、非常勤の配置あるいは臨時の任用による部外からの補充、それぞれの事態に合わせた対応も可能だと思ひます。

○三浦委員 総合的にいいますと、このことなのでございます。例えば一つの例を挙げますと、大勢の職員がいる職場、ここでは業務分担もできるかもしれませんけれども、交代制の職場や少人数の職場では事実上無理ではないかと私は思うのです。業務分担でやるということは、例えば一人庁とか二人庁、そういうところもあるわけですが、それからまた、地方に行きますと、五人以下の省庁もたくさんあるわけですね。交代制の職場の業務分担という、これは日勤者の交代勤務者に配置がえするというのが一般的なようですけれども、そういういたしますと、日勤者の年休の代替要員が困難になるといふ状況が生まれてくると思ひます。三人から四人の職場それから氣象庁の測候所、海運事務所、職安、こういうところなどは少人数の職場が非常に多いと思ひます。こうした官署では、業務分担をしても他の職員に負担がかかり過ぎて事実上業務分担は困難だと思ひます。ですから、こうしたところでの対策はどういうふうにお考えになつておられるのか、伺いたいと思ひます。

例えば、私ちょっと調べてみましたら、氣象庁の測候所、ここでは五人以下の職場が百カ所あります。それから、婦人少年室、これは各都道府県に一つずつ置いてありますけれども、東京、大阪で七名ですね。その他の県では六名以下です。三十一県が四人しかいない、こういう職場であります。法務局は、支局、出張所のうち五人以下とい

○山崎政府委員　御指摘のように、少数職場はかなりございます。ただ、それも専門的な職種のウェートが高い職場と、比較的一般事務が多い、いろいろな職場がございますけれども、やはりそれぞれに応じて、場合によっては外部から人を求めるという場合ももちろん必要になってくるといふことだと思います。

それから、専門職種等で臨時的任用を行うという場合も出てこようかと思いますが、そういう場合には、中途退職者とかあるいは定年退職者、そういう方々の活用というようなこともいろいろ検討の対象にはなつてこようかと思つております。

○三浦委員 今のあれですと、定年退職者、こういうものを活用することも考える、外部からの任用も考える、こういうお話ですけれども、一般業務の場合は、まあ確かに業務分担が困難な場合にあなたたちがおっしゃっている臨時的な任用の措置で代替要員ができるということは考えられます。しかし、専門的な知識とか資格、こういうものを必要とする職場では、臨時的な任用というのは実際上は困難ですね。例えば航空管制官などは、代替要員も有資格者でなければなりません。それと同じ管制官でも、沖縄那覇空港の管制資格を持っても羽田空港の管制はできない、そういう状況なんです。特定の空港に限定しているという資格もありますので、代替要員は一層限定されてくると思うのです。有資格者あるいは専門性という点では航空管制官だけではなくて、税務の問題、また監督官、いろいろございます。

こういうところでの育休の代替要員については、私は特別な代替要員システムというものを検

○山崎政府委員　航空管制官等の職種といえますか、そういうところでのくらしい該当例が出てくるかということもあるかと思えますけれども、非常にレアケースの場合と、あるいは長い目で見てかなり恒常的に出てくるといういろいろなケースに応じた対応も必要かと思いますが、やはりいろいろな形で中でやりくりするということも含めて、今後いろいろな検討があらうかというふうに思っております。

○三浦委員 それから次に、部分休業の措置ですね。この問題も非常に関心が高うございます。一日二時間、三十分単位でとれることになっていましてけれども、最近は深刻な住宅問題で通勤距離が遠くなっております。そのために、子供を保育園や託児所が始まる時間の七時とか八時にすぐ預けて出勤してもこの二時間の部分休業時間を割り込んでしまおうという状況が出るという心配がなされております。わずかの時間でこの部分休業制度というものが活用できないというようなことのないように、この運用に当たっては、そういう実態をある程度考慮して弾力的な運用がとられるべきではないかというふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。

○山崎政府委員 部分休業という全く新しい制度を今度つくったわけでございますけれども、何と申しますか、職員の育児ということとあわせまして、やはり公務運営の立場ということも総合判断をして新しい制度の枠組みをつくっております。そういう意味で、通勤に要する時間あるいは保育施設の開所時間、公務への影響、これらをいろいろ勘案したわけでございます。一日を通じて二時間を超えない範囲というような枠組みをつくっております。あるいは、始めまたは終わりに

○三浦委員　育休中の無給問題ですね。これは法案審議でも大きな問題になったわけでありましてけれども、法の実施を前にしてこれは現実の問題になりつつあります。問題の一つは、共済年金の掛金と住民税を合わせて、三十歳くらいの職員では月三万四くらい支払うそうですね。これが育休をとる際の障害となつて育休取得に消極的にならざるを得ないという心配が出てきているわけであります。

もう一つは、特に医療の職場などに見られますけれども、従来の育休適用者は有給、それ以外は無給であるということに対して不満が強まっているということです。これは職場の円滑な人間関係の障害になりつつあります。この点について、人事院総裁はさきの国会で、民間の実態を見た上で検討していきたいというふうに答弁をされておられますけれども、この問題は法の実効性の確保からも、また公務を円滑に遂行するという点からも大変急がれている問題だと思います。ことし春の民間給与調査の際にあわせて民間の実態を調査し、ことしの人勧で一定の方向を出すべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○弥富政府委員　ただいまの休業中の所得保障の問題、これは御指摘のように一番問題であつたといふことでございまして、民間の制度発足以前におきましてもやはり労働省内で婦人少年審議会でございいますか、まだ広範かつ多角的に検討する必要があるといふような御答申があつたといふふうに乗つております。

確かに国家公務員の勤務条件につきましては、今御指摘のようにこれは社会一般の情勢に適應させるといふ原則、情勢適應の原則ということが設

○三浦委員　次に、厚生省にお尋ねをいたしたい
と思います。

従来、親が育児休業に入りますと、保育園に預
けていた上の子供は保育に欠けるということから
一たん保育園をやめなければなりませんでした。
これは子供の教育的な影響からも問題だという批
判があり、見直しを求める声が強くなります。こ
れらについて厚生省はどのように見直そうとして
いるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○富岡説明員 御説明申し上げます。
平成四年四月から育児休業制度が本格的に実施されることに伴ひまして、その円滑な実施に向けて保育所といたしましてもきめ細かな対応が必要であると考えております。このため、保育所の対応についてはいろいろな方面から対策を検討してきたところでございますが、その結果を本日、都道府県、各政令指定都市に通知いたしましたところでございます。

お尋ねの点につきまして申し上げます。
 実は、お尋ねの上の子につきましては保育所での
 取り扱いとしてなかなか難しい問題がございます。
 と申しますのは、育児休業制度はお子様を育
 てるために休暇をとられるというものでございま
 す。一方保育所は、お子様を育てることのできな

御家庭にかりましてお預かりし保育するといふ制度でございます。そのようなことから、その取り扱いについて慎重に検討してきたところでございまして、今回御審議の事情に加えて、児童福祉の観点から踏まえた取り扱いとすることといたしたところでございます。

具体的内容を申し上げますと、次年度に小学校への就学を控えているなど入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合、集団指導が必要とされる三歳以上児について、当該地域に児童館等の受け入れ先がない場合、その他当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと認められる場合、こういった場合につきましては措置を継続して差し支えないという取り扱いとすることといたしたものでございます。

以上でございます。

○三浦委員 最後に総務庁長官にお尋ねをいたしたいと思ひます。

この育児休業法を効果あらしめるためには何といたしても解決しなかならない二つの大きな問題があると思ひます。一つは代替要員の確保の問題です。もう一つは有給にするとことだと思ひます。労働者によつて差別をつけない、そういうことを実施しなかならぬと思ひます。行革審は定員の削減を押しつけておるわけですが、週休二日制というものの実施も目前に迫つてきております。そういうときに行政サービスを下させない、または公務員の労働条件を悪化させない、そのためには要員の配置というものは休日、育児、休暇等を保障するのに十分なものでないかならぬというふうに私も思ひます。総務庁長官の御所見を伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○岩崎国務大臣 国家公務員の週休二日制につきましては、今日までも民間の企業における労働時間の短縮というのが大変厳しい合理化努力の中で行われてきた、そういったものを考慮しながら今日まで予算や定員の増を伴わない、そういった形で行つてまいりました。今回いよいよ

平成四年三月十二日印刷

平成四年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

よ完全週休二日制の実施に向けましても従来からのこうした方針に沿ひまして事務処理方法、人員配置の見直しなど行政の合理化、効率化につきまして十分検討いたし、平成三年十二月二十七日、平成四年度のできる限り早い機会に実施をするという閣議決定を行ったところでございますけれども、その閣議決定の際にも現行の予算、定員の範囲内で実施すること、また先生御指摘のように行政サービスの低下も極力させない、そうした方針で閣議決定を行い、予算、定員の増を行わないというところで決定をいたしましたわけでございますので、そうした方針に基づいて完全週休二日制の実施に向けて鋭意努力をいたしてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○三浦委員 終わります。

○桜井委員長 三浦久君の質疑はこれで終了いたします。

これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○桜井委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

内閣提出、恩給法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○桜井委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○桜井委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、片岡武司君外四名から、五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。上田卓三君。

○上田(卓)委員 ただいま議題となりました自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党の各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。

一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をすること。

一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。

一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。

一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。

一 恩給資格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。

本案の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになっていることと存じますので、説明は省略させていただきます。

よろしく御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○桜井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○桜井委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、総務庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。岩崎総務庁長官。

○岩崎国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、今後慎重に検討してまいりたいと存じます。

○桜井委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桜井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○桜井委員長 次回は、来る十日火曜日午前九時五十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十九分散会